

社会福祉法人健勝会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健勝会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として、次に定めるところにより、報酬を支給する。

(1) 役員については、定款第21条の規定に基づき、各年度の総額が、理事については400,000円、監事については100,000円を超えない範囲内において支給する。

(2) 評議員については、定款第8条に定める金額の範囲内において支給する。

2 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、役員等が同日にあわせて第2項の業務を行った場合、及び監事が同日にあわせて第3項の業務を行った場合には支給しない。

2 役員等が理事長の命を受けて法人・施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が監事監査業務を行った場合は、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務時間外を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成20年 6月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 3月26日より適用する。

この規程は、平成30年12月 1日より適用する。

別表 1（理事会及び評議員会出席等報酬）

名 称	報 酬
理事会出席等報酬	5, 000円
評議員会出席等報酬	5, 000円

※ 交通費を含む、ただし源泉所得税額を差し引いた金額

別表 2（役員業務等報酬）

名 称	報 酬
役員業務等報酬（3. 75時間以内）	5, 000円
役員業務等報酬（3. 75時間以上）	10, 000円
評議員業務等報酬（3. 75時間以内）	5, 000円
評議員業務等報酬（3. 75時間以上）	10, 000円
監事監査業務等報酬	10, 000円

※ 交通費を含む、ただし源泉所得税額を差し引いた金額